

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
国民健康保険税が減免となります。

【国民健康保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
まずは下記までお問い合わせ下さい。

保健福祉部医療保険課国保年金係

電話：079-552-7103 FAX：079-552-1855